

上山市消費生活センターだより

令和2年12月発行

子どもがオンラインゲームで高額課金？

クレジットカードの利用明細に覚えのない20万円の高額請求があった。調べると、小学生の息子が勝手にスマホでオンラインゲームをしていたようだ。無料ゲームは許可していたが、アイテムが有料と思わず、子どもはお金を使っている意識もなかったようだ。



子どものインターネットトラブルを防ぐためのアドバイス

1. インターネット利用にあたってのルールを親子間で事前に決めておきましょう。
2. 子どものインターネット利用状況を把握しましょう。
3. クレジットカード等はしっかり管理しましょう。
4. カードを使うことはお金を使うことと同じであることを子どもに理解させましょう。
5. 月々の課金上限設定、課金制限機能（ペアレンタルコントロール）^{注1} を利用しましょう。

注1：子どもが安全にインターネットを使えるよう、WEB閲覧、アプリのダウンロード、サービス利用などについて、デジタル機器の設定を行うことにより、保護者が安全な環境を整えること。（安心ネットづくり促進協議会ホームページより）

〈保護者の方へ〉

くれぐれもクレジットカード、現金の管理はしっかりと！！

次のようなケースが起きています。



- 子どもが保護者の財布からクレジットカードを持ち出した。
- 端末に登録済みのクレジットカード情報を使用した。
- 保護者が設定した暗証番号を子どもが知り、キャリア決済した。
- 自宅の現金を無断で持ち出し、プリペイド型電子マネーを購入した。

※高学年になると、ネットで調べて課金上限設定を勝手に解除し、端末に登録済みのクレジットカード情報を入力、中には100万円を超える請求になったケースもあります。クレジットカードの番号まで入力したとすると、未成年者取消権の主張は難しいようです。

リコール対象製品による重大事故に注意！

メルマガ登録で、リコール情報が無料（通信料は除く）でわかります。
消費者庁の新着リコールメール配信をご利用ください。

どんなものがリコールされているの？

- ・家庭用品、家電製品
- ・アレルギー物質表示等にミスがあった食品
- ・化粧品、医薬品 他

リコール情報メールサービス
登録はこちら▶



リコール情報メールサービス

<https://www.recall.caa.go.jp/service/register.php>

ご家庭でもぜひ消費者トラブルについて話題にしてみてください。就職や学業のため離れて暮らすお子さま等にはこちらをお知らせください。

消費者ホットライン ☎188（いやや！）

全国共通の電話番号です。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「消費生活センター」ってどんなところ？



消費生活に関する次のような相談ができます。

- 事業者との契約に関するトラブル
- 架空請求・不当請求
- 悪質商法、訪問販売、通信販売に関するトラブル
- クーリング・オフについて
- 等々…



消費者庁イラスト集より

相談すれば必ず問題が解決できるというわけではありませんが、解決できるように消費者様と一緒に考え、対処方法の助言や情報提供などを行います。相談は無料です。相談者の方の秘密は厳守されます。

消費生活で少しでも「おかしい」「不安」と思ったら、どうぞ早目にお電話ください。

～ご相談の前に～

相談に関する資料（契約書、保証書、パンフレットなど）をご準備いただくと、問題点を把握するのに役立ちます。

【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎023-672-1111 内線 115